

プレスリリース

令和4年12月9日
山形県高病原性
鳥インフルエンザ対策本部

県内における高病原性鳥インフルエンザの防疫措置状況について（第4報）

本日（12月9日午後2時）までの対応及び今後の予定

	本日の対応	今後の予定
ウイルス 検査	○村山総合支庁家畜保健衛生課で実施した遺伝子検査の結果、H5 亜型の鳥インフルエンザであることを確認。これを受けて農林水産省と協議のうえ、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と確定	○引き続き国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門において、ウイルス検査を行い、遺伝子型等を確認
発生農場 への対応	○飼養鶏等の隔離 ○疑似患畜（生存鶏）の殺処分 ・殺処分羽数 <u>47,078 羽</u> ・作業人員 延べ <u>560 人</u> ○ <u>処分鶏の埋却作業を実施</u> ○農場全体の消毒を実施	○疑似患畜（生存鶏）の殺処分 ○処分鶏の埋却処分 ○農場全体の消毒
周辺農場 の対応	○1 農場（移動制限区域内の農場）から採取した検査材料で村山総合支庁家畜保健衛生課がウイルス検査を実施中。 ○移動制限区域及び搬出制限区域を設定 ○消毒ポイントの設置 5カ所	○移動制限及び搬出制限の継続 ○消毒ポイントでの関係車両の消毒を継続（移動制限が解除となる防疫措置※終了後 21 日が経過するまで） ※ 殺処分、埋却処分、発生農場の消毒措置

【報道機関へのお願い】

- 高病原性鳥インフルエンザは、現場で取材される際などに、靴底や車輻からウイルスが拡散する懸念があります。このため発生農場はもとより、その周辺の農場における取材については、慎むようお願いします。
- 今後とも、本病に関する情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【問合せ先】

農林水産部畜産振興課
課長補佐（衛生）高橋斉史
電話：023-630-3350

〔報道監〕農林水産部次長 森谷 健